

(第35号議案)

中野区事務手数料条例の一部を改正する条例について

動物の愛護及び管理に関する法律（以下「動物愛護法」という。）の一部改正及び住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律（以下「長期優良住宅法」という。）の一部改正等に伴い、中野区事務手数料条例を次のように改正する。

1 改正の主な内容

(1) 動物愛護法の一部改正に伴う規定整備

- ① 別表第2の48の項において、従前どおり狂犬病予防法第4条第2項の規定に基づく犬の登録手続きは令和4年6月1日以降についても存在するが、動物愛護法第39条の7第2項が適用された場合には、登録の事務手数料を徴収しないこととする。
- ② 別表第2の51の項の次に、動物愛護法第39条の7第6項に基づいてマイクロチップ除去後の犬の所有者に対して犬鑑札を交付する際に、犬鑑札交付手数料を徴収することとする規定を加える。
- ③ 別表第2の50の項において引用している政令の条番号を改める。

(2) 長期優良住宅法の一部改正に伴う規定整備

別表第2の84の5の項の次に、長期優良住宅型総合設計制度の新設に伴う、長期優良住宅建築等計画の認定の申請等に係る手数料についての規定を加え、別表第2の84の6の項及び84の7の項について項番を改める。

2 施行日

- 上記1(1) 令和4年6月1日（一部の改正規定については公布の日）
上記1(2) 公布の日

3 新旧対照表

別紙のとおり

中野区事務手数料条例新旧対照表

改正案				現行			
第1条～第6条 (略)				第1条～第6条 (略)			
附 則 (略)				附 則 (略)			
別表第1 (略)				別表第1 (略)			
別表第2 (第2条関係)				別表第2 (第2条関係)			
	事務	名称及び額	徴収時期		事務	名称及び額	徴収時期
1	(略)	(略)	(略)	1	(略)	(略)	(略)
～	～	～	～	～	～	～	～
47 の2	(略)	(略)	(略)	47 の2	(略)	(略)	(略)
48	狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)第4条第2項の規定に基づく犬の登録及び鑑札の交付(動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)第39条の7第2項の規定により当該犬の登録の申請及び鑑札の交付があつたものとみなされる場合を除く。)	(略)	(略)	48	狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)第4条第2項の規定に基づく犬の登録	(略)	(略)
49	(略)	(略)	(略)	49	(略)	(略)	(略)
50	狂犬病予防法施行令(昭和28年政令第236号)第1条の2の規定に基づく犬の鑑札の再交付	(略)	(略)	50	狂犬病予防法施行令(昭和28年政令第236号)第1条の規定に基づく犬の鑑札の再交付	(略)	(略)
51	(略)	(略)	(略)	51	(略)	(略)	(略)
51 の2	動物の愛護及び管理に関する法律第39条の7第6項の規定に基づく犬の鑑札の交付	犬鑑札交付手数料 1,600円	交付のとき				
52	(略)	(略)	(略)	52	(略)	(略)	(略)

~	~	~	~	~	~	~	~
84 の5	(略)	(略)	(略)	84 の5	(略)	(略)	(略)
84 の6	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第18条第1項の規定に基づく住宅の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	認定を受けた長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率の特例許可申請の手数料 160,000円	(略)	84 の6	都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	(略)	(略)
84 の7	都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	(略)	(略)	84 の7	都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	(略)	(略)
84 の8	都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	(略)	(略)	84 の8	都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	(略)	(略)
85	(略)	(略)	(略)	85	(略)	(略)	(略)
~	~	~	~	~	~	~	~
131	(略)	(略)	(略)	131	(略)	(略)	(略)
別表第3 (略)				別表第3 (略)			
<p align="center">附 則</p> <p>この条例中別表第2の48の項の改正規定及び同表51の項の次に次のように加える改正規定は令和4年6月1日から、その他の規定は公布の日から施行する。</p>							